# 仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準の運用基準

仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準の運用については、この基準によるものとする。なお、この運用 基準に記載のない事項については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連 絡協議会モデルの運用申合せ(平成6年4月20日採択)」及び指名審査会における審議を踏まえ運用するこ ととする。

#### 附 則

この基準は、平成20年1月15日から施行する。

#### 附則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和3年5月31日から施行する。

#### 附則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

### ○別表第1

○別表第 1 措置要件	期間	運用基準	期間
(虚偽記載)			
1 市の発注する建設工事等(以下「市工事	1 箇月以上	ア 工事の着手後に虚偽の記載の事	12箇月
等」という。) の請負契約に係る一般競争	12箇月以内	実が判明し、文書偽造、事前共謀等	以内
入札及び指名競争入札において、競争参加		特に悪質性が高いと認められると	
資格確認申請書、競争参加資格確認資料そ		き。	
の他の入札前の提出資料又は低入札価格			
調査に係る提出資料若しくは契約締結後		イ 工事の着手前に虚偽の記載の事	9箇月以內
の提出資料に虚偽の記載をし、工事等の請		実が判明し、文書偽造、事前共謀等	
負契約の相手方として不適当であると認		特に悪質性が高いと認められると	
められるとき。		き。	
		  ウ 工事の着手後に虚偽の記載の事	C签目以由
		リ 工事の有手後に虚偽の記載の事 実が判明し、複数の箇所に虚偽の記	
		載が認められるなど、悪質性が高い	
		と認められるとき。	
		  エ 工事の着手前に虚偽の記載の事	3 箇月以内
		   実が判明し、複数の箇所に虚偽の記	
		載が認められるなど、悪質性が高い	
		と認められるとき。	
		オ その他の場合	1 箇月以上
			6 箇月以内
(過失による粗雑行為)			
2 市工事等の施工に当たり、過失により工	1 箇月以上	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な	6 箇月以内
事等を粗雑にしたと認められるとき(かし		   損害を与えるおそれがあるなど、影	
が軽微であると認められるときを除く。)。		響が重大であると認められるとき。	
		イ 会計検査院による検査の結果、文	3 箇月以內
		書による指摘を受けたとき又は仙	

		北市工事成績評定要領に基づく評 定点合計が46点以下のとき。	
		ウ 発注者から文書により修補の指示を受けたとき。	2箇月以下
		エ その他工事を粗雑にしたと認め	1 箇月
3 市内における工事等で前項に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑	3 箇月以内	られるとき。 ア 補修が不可能又は公衆へ重大な 損害を与えるおそれがあるなど、影 響が重大であると認められるとき。	3箇月以
にした場合において、かしが重大であると 認められるとき。		イ 会計検査院による検査の結果、文 書による指摘を受けたとき。	2箇月以
		ウ その他工事を粗雑にしたと認め られるとき。	1 箇月
(表现分)李 广)		※ (ア)「かしが重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法による監督処分がなされた場合とする。	
(契約違反) 4 第2項に掲げる場合のほか、市工事等の 施工に当たり、契約に違反し、工事等の請	4箇月以内	ア 請負者の事由により、契約が解除 となったとき。	4箇月以
負契約の相手方として不適当であると認 められるとき。		イ 正当な理由がなく、工期内に工事 を完成することができなかったと き。	3箇月以
		ウ 監督・検査業務の執行を妨害した と認められるとき。	3箇月以
		エ 施工体制台帳の提出等、必要な報告を怠ったとき。	2箇月以
		オ その他契約書、仕様書等に違反した場合において、その影響が重大と認められるとき(アからオに該当する場合を除く。)。	2箇月以
		カ その他契約書、仕様書等に違反し たと認められるとき(前号の場合を 除く。)。	1箇月以
(安全管理措置の不適切により生じた公衆 損害事故)			

5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措 1 箇月以上 ア 2 名以上の死亡者又は4 名以上 6 箇月以内 置が不適切であったため、公衆に死亡者若 6 筒月以内 の重傷者(全治30日以上の加療を しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微 要する負傷者をいう。以下同じ。) なものを除く。)を与えたと認められると を生じさせた場合 き。 イ 1名の死亡者又は2名若しくは4箇月以内 3名の重傷者を生じさせた場合 ウ 重傷者を生じさせた場合 2箇月以内 エ 軽傷者(負傷者のうち、重傷者以 1 筒月 外の者をいう。以下同じ。)を生じ させた場合 オ 公衆へ重大な損害(物損の程度が2箇月以内 甚大又は社会に及ぼした影響が甚 大と認められるとき。以下同じ。) を与えた場合 カ 公衆へ損害を与えた場合 1 箇月 「市発注工事における事故(第5項及 び第7項関係)について、安全管理の 措置が不適切であると認められるの は、原則として①の場合とする。ただ し、②によることが適当である場合に は、これによることができる。 ① 発注者が設計図書等により具 体的に示した事故防止の措置を請 負人が適切に措置していない場合、 又は発注者の調査結果等により当 該事故についての請負人の責任が 明白となった場合 ② 当該工事の現場代理人等が刑 法、労働安全衛生法等の違反の容疑 により逮捕、送検等をされたことを 知った場合 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の 1 箇月以上 ア 2名以上の死亡者又は4名以上3箇月以内 措置が不適切であったため、公衆に死亡者 3 箇月以内 の重傷者を生じさせた場合。 若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与 えた場合において、当該事故が重大である イ 1名の死亡者又は2名若しくは2箇月以内 と認められるとき。 3名の重傷者を生じさせた場合。

ウ 重傷者を生じさせた場合又は公 1箇月

衆へ重大な損害を与えた場合。

(安全管理措置の不適切により生じた工事 等関係者事故)	※ 「一般工事における事故(第6号及び 第8号関係)について、安全管理の措 置が不適切であると認められるのは、 原則として当該工事の現場代理人等 が刑法、労働安全衛生法等の違反の容 疑により逮捕、送検等をされたことを を知った場合とする。	
7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認めら	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合。	
れるとき。	イ 1名の死亡者又は2名若しくは 3名の重傷者を生じさせた場合。	
	ウ 重傷者を生じさせた場合。 エ 軽傷者を生じさせた場合。	1 箇月以内 2 週間
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の 措置が不適切であったため、工事等関係者 に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合。	2箇月以内
合において、当該事故が重大であると認め られるとき。	イ 1名の死亡者又は2名若しくは 3名の重傷者を生じさせた場合。	1 箇月以内
	ウ 負傷者を生じさせた場合。	2週間

## ○別表第2

○別衣弟2	<del>廿</del> 田 日日	海田甘淮	廿日日
措置要件	期間	運用基準	期間
(贈賄)			
1 次の(1)、(2)又は(3)に揚げ		*	
る者が市の職員に対して行った贈賄の容		(ア) 贈賄者の地位は、発覚した時点	
疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで		ではなく、行為の時点で判断する。	
公訴を提起されたとき。		(以下同じ)	
(1) 有資格業者である個人又は有資格	4 箇月以上		
業者である法人の代表権を有する役	12箇月以内	(イ) 本基準に定める贈賄とは、刑法	
員(代表権を有すると認めるべき肩		第198条に定めるもののほか、特	
書を付した役員を含む。以下「代表		別法の賄賂の供与等に関する罰則	
役員等」という。)		規定に該当する行為も含む(以下同	
(2) 有資格業者の役員又はその支店若	3箇月以上	じ。)。	
しくは営業所(常時工事の請負契約	9箇月以内		
を締結する事務所をいう。)を代表			

する者で、(1)に掲げる者以外の			
もの(以下「一般役員等」という。)			
   (3)有資格業者の使用人で(2)に掲	2箇月以上		
げる者以外のもの(以下「使用人」	6 箇月以内		
という。)			
2 次の(1)、(2)又は(3)に揚げ			
る者が市の他の公共機関等の職員に対し			
て行った贈賄の容疑により逮捕され、又			
は逮捕を経ないで公訴を提起されたと			
き。			
(1) 代表役員等	3 箇月以上		
	9 箇月以内		
(2)一般役員等	2箇月以上		
	6 箇月以内		
(3)使用人	2 箇月以上		
	4箇月以内		
(独占禁止法違反行為)			
3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取		ア 秋田県内における違反で、20者	9箇月以内
引の確保に関する法律(昭和22年法律		以上の関与が認められる場合、2年	
第54号。以下「独占禁止法」という。)		以上の行為期間が認められる場合	
第3条又は第8条第1項第1号に違反		又は代表役員等が逮捕等された場	
し、工事等の請負契約の相手方として不		合	
適当であると認められるとき(次項に揚			o # 1 11 4
げる場合を除く。)。		イ 秋田県内における違反で、前号以 外の場合	6 箇月以内
			<i>tt</i> = <i>t</i>
		ウ 秋田県外における違反で、20者	6 箇月以内
		以上の関与が認められる場合、2年	
		以上の行為期間が認められる場合	
		又は代表役員等が逮捕等された場	
		合	
		エ 秋田県外における違反で、前号以	4 答 日 巴 木
		エ 秋田県外における違反で、前号以 外の場合	4 固月以四
		クト <sup>の</sup> フ 切 ロ	
		*	
		^^  独占禁止法第3条又は第8条第1項	
		第1号に違反し、工事の請負契約の相	
		手方として不適当であると認められ	
I	l		

	るときとは、次のいずれかに該当する 場合とする。この場合において、課徴 金減免制度が適用され、その事実が公 表されたときの指名停止の期間は、当 該制度の適用がなかったと想定した 場合の期間の2分の1の期間とする (以下同じ。)。 ①公正取引委員会から排除措置命令
	が出されたとき。 ②公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき。 ③公正取引委員会から刑事告発がなされたとき。 ④有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。
4 市工事等に関し、独占禁止法第3条又36 は第8条第1項に違反し、工事等の請負96 契約の相手方として不適当であると認め られるとき。	
(競売入札妨害及び談合) 5 有資格業者である個人、有資格業者の 2 億	イ 前号以外の場合 6 箇月以内
役員又はその使用人が競売入札妨害又は 12 談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起されたとき(次項に 揚げる場合を除く。)。	2 箇月以内 員等の逮捕等
	ウ 秋田県外における違反で、代表役 9 箇月以内 員等の逮捕等
	エ 秋田県外における違反で、一般役 6 箇月以内 員等又は使用人の逮捕等

6 市工事等に関し、有資格業者である個	3箇月以上	ア 代表役員等の逮捕等	12箇月
人、有資格業者の役員又はその使用人が	12箇月以内		以内
談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を		イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	9箇月以内
経ないで公訴を提起されたとき。			
(不正又は不誠実な行為)			
7 別表第1及び前各項に揚げる場合のほ	1 箇月以上	ア 市工事等に関し、代表役員等が法	4箇月以上
か、業務に関し不正又は不誠実な行為を	9箇月以内	令違反の容疑により逮捕され、又は	9箇月以内
し、工事等の請負契約の相手方として不		逮捕を経ないで公訴を提起された	
適当であると認められるとき。		とき。	
		イ 市工事等に関し、一般役員等又は	6 箇月以内
		使用人が法令違反の容疑により逮	
		捕され、又は逮捕を経ないで公訴を	
		提起されたとき。	
		ウ 業務に関し、代表役員等が法令違	2箇月以上
		反の容疑により逮捕され、又は逮捕	6 箇月以内
		を経ないで公訴を提起されたとき。	
		エ 業務に関し、一般役員等又は使用	4 箇月以内
		人が法令違反の容疑により逮捕さ	
		れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起	
		されたとき。	
		オ 市工事等に関し、落札決定後に契	1 箇月
		約を辞退する、低入札価格調査対象	
		からの除外を申し出る等発注者と	
		の信頼関係を著しく損なう行為が	
		あった場合。	
		カ その他業務に関し不正又は不誠	9 箇月以内
		実な行為をし、工事等の請負契約の	
		相手方として不適当であると認め	
		られるとき。	
		※「法令」の代表的なものとしては、	
		次のものをいう。	
		• 刑法	

8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほ	1 箇月以上	・建設業法(昭和24年法律第100号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・建築基準法(昭和25年法律第201号) ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ・浄化槽法(昭和58年法律第43号) ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179号) ・公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)	9 箇月以内
か、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる 犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁 錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰		又は社会的影響が大きいと認められる場合。	
金刑を宣告され、工事等の請負契約の相 手方として不適当であると認められると き。		イ 秋田県内におけるもので、その他 の場合。	4箇月以内
		ウ 秋田県外におけるもので、悪質性 又は社会的影響が大きいと認めら れる場合。	6 箇月以内
		エ 秋田県外におけるもので、その他の場合。	1 箇月